

災害時における資機材の供給協力に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン国立府中営業所（以下「乙」という。）とは、災害時における甲乙間での資機材の調達・供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多摩市及び周辺の住民の生命、身体若しくは財産に損害を及ぼす自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象）、大規模な事故等による大規模災害その他の多摩市地域防災計画に定める事象（以下、総称して「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難所等で必要となる資機材の速やかな配備を図るため、甲が乙に対して行う資機材の賃借・調達要請、及び当該要請に基づき乙が行う資機材の賃貸・供給に関し、必要な事項を定めることにより、甲が必要な資機材を確保し、もって避難所等における衛生的な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、資機材の調達の必要があると認めるときは、乙に対し、その供給の協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- (1) 多摩市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 多摩市以外において災害が発生し、国、東京都、近隣の自治体、災害時相互応援協定市その他の法人等から資機材の調達に係る斡旋や救援を要請されたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲に災害対策本部その他の緊急対策のための組織が設置されたとき。

2 乙は、甲から前項の協力要請を受けたときは、特別の事情のない限り、資機材の供給（売買、レンタル（動産賃貸借）、請負、業務委託その他取引名称の如何を問わない。）に協力する（以下「供給協力」という。）ものとする。

（要請の手続）

第3条 協力要請は、資機材供給協力依頼書（別記様式1）の交付をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合等、書面による協力要請を行う時間的余裕がないときは、口頭、電話、FAX等により協力要請を行うことができるものとし、事後速やかに資機材供給協力依頼書を交付する。

（資機材の種類）

第4条 この協定に基づき甲が調達する資機材の種類は、次のとおりとする。

- (1) 発電機
- (2) 仮設トイレ
- (3) ハウス
- (4) 照明機器
- (5) 暖房機器（業務用ストーブ）

(6) 重機

(7) 前各号のほか、乙の取扱い商品

(資機材の受渡し)

第5条 資機材の受渡しは、原則として乙が指定する場所（乙事業所等）において行うものとする。

2 前項の定めに関わらず、乙は、甲から甲の指定する場所における資機材の受渡しの要請があった場合は、可能な範囲で応じられるよう努めるものとする。

3 前2項の資機材の受渡しにあたり、甲は、乙に対して、役務の提供（運搬、積卸、組立、設置、撤去等、態様の如何を問わない。）を求めることができる。

4 甲は、資機材の受渡しに際し、受渡し場所に甲の職員等（甲の指定する者を含む。）を派遣し、種類、数量等を確認のうえ、受領又は返還を行うものとする。

(供給協力の実施報告)

第6条 乙は、供給協力を実施したときは、その受渡し場所毎に、協力実施報告書（別記様式2）を提出し、速やかに甲に報告する。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が実施した供給協力に係る費用（以下「費用」という。）を負担するものとする。

2 前項の費用は、協力要請の直前における乙の通常価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。なお、費用の支払方法については、法令に定める調達契約手続を経るものとする。

(代金の支払)

第8条 乙は、供給協力を実施したときは、前条に規定する費用を甲に請求するものとし、甲は、請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

2 乙の供給協力が第5条第2項に規定する役務を伴うものである場合、乙は、役務の実施の都度、その費用を甲に請求することができるものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、第5条第3項に規定する役務の提供に従事した乙の従業員等について、当該役務の遂行中に、その者の責に帰することができない理由により負傷、疾病、障害、死亡その他の事故が生じたときは、地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償制度の定めるところに準じて、その損害を補償するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成25年3月1日から平成26年2月28日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも変更又は解除の申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項、その他この協定の実施に関し必要な細目については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 3月 1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地の1
多摩市
代表者 市長 阿部 裕行

乙 東京都国立市泉四丁目15番地の4
株式会社レンタルのニッケン
国立府中営業所
代表者 所長 渡辺 辰也

(別記様式1)

年 月 日

株式会社レンタルのニッケン
国立府中営業所長 殿

多摩市長

資 機 材 供 給 協 力 依 頼 書

「災害時における資機材の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する資機材の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

納入品目・数量	発 電 機	品 目 名	数 量
納入品目・数量	そ の 他	品 目 名	数 量
納 入 日 時	年 月 日 時		
納 入 場 所			
そ の 他			

※連絡先

部

課 担当

電話

(別記様式2)

年 月 日

多摩市長

殿

株式会社レンタルのニッケン
国立府中営業所長

協 力 実 施 報 告 書

「災害時における資機材の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する資機材の供給協力について、下記のとおり報告します。

記

納入品目・数量	発 電 機	品 目 名	数 量
納入品目・数量	そ の 他	品 目 名	数 量
納 入 日 時	年 月 日 時		
納 入 場 所			
そ の 他			

※連絡先

部

課 担 当

電 話